

雄略紀所載の武蔵国直丁と稻荷山鉄劍銘について

吉川 國 男

要約 『日本書紀』雄略天皇十一年の条に、武蔵国直丁なる人物が雄略天皇のもとに侍宿していたという記事がある。従来、この記事は鳥養部の設置説話として取り上げられたり、同天皇が「悪行の主」だということを取り上げられたりしたことはあった。

本稿では、この記事が稻荷山鉄劍銘に書かれた乎獲居累代の朝廷出仕記事との関連で、重要である旨を問題提起した。そのうえで、他の金石文や文献史料を援用しながら記事の内容を分析検討した結果、鳥養部設置説話以外に、かなり信用できる部分・状況があるのではないかと感触を得た。具体的には、雄略朝に武蔵国造一族が出仕していたことを、文献のうえから証明するものではないか。雄略朝には、すでに内廷・軍事・行政・外交の四部門からなる統治機構が存在していた可能性がある。そのなかで、武蔵から出仕した乎獲居は内廷・軍事、東国の統属に深く関与していたと推察してみた。

起、はじめに

在する古墳である。この発掘調査と金錯銘文の調査結果は、つぎの報告書などにより公刊されている。

『稻荷山古墳出土鉄劍金象嵌銘概報』(1) 『埼玉 稻荷山古墳』(2)

『埼玉県行田市稻荷山古墳出土辛亥年金象嵌鉄劍の象嵌について』(3)

『埼玉稻荷山古墳辛亥銘鉄劍修理報告書』(4)

埼玉県教育委員会が「さきたま風土記の丘」建設の一環として昭和四十三年(一九六八)発掘した稻荷山古墳の出土鉄劍に、昭和五十三年(一九七八)一一五字の金錯銘が発見されたことは、歴史学者ばかりでなく広く国民に、大きなそして喜ばしい衝撃を与えた。稻荷山古墳は、史跡埼玉古墳群の内の一基で、埼玉県行田市大字埼玉九七番地ほかに所

この発掘調査に間接的に関与していた筆者も、大いに驚嘆した一人であった。銘文発見当時、金錯銘文中の「獲加多支歯大王」が雄略天皇に比定されると発表されていたので、『日本書紀』雄略天皇の条文を読ん

でいて、また驚いた。というのは、同天皇十一年の条に、武蔵国直丁が天皇の近くに侍宿していた旨の記事（後掲）を見出し、そしてこの記事は、「乎獲居臣が獲加多支歯大王に奉事した」という金錯銘文に符合するものではないかと、考えたからである。この見解は、当時、『辛亥銘鉄剣と埼玉の古墳群』（読売新聞浦和支局編、昭和五十三年十二月二十五日発行）に紹介されたのをはじめ、その後、拙稿「大化前代の武蔵の動向」^⑤「中原高句麗碑と辛亥銘鉄剣」^⑥でも取り上げ、その重要性について指摘した。しかし、涉獵不足と管見の誹りを受けるかもしれないが、このことに関する碩学の論文などには、未だ接していない。

そこで、本稿では、今後多くの方々にこの問題を論じていただくため、文献と金石文を使って真正面から取り上げて検討してみた。本稿の構成は、最初に雄略紀十一年の条に関する内容の分析検討を行い、その後で、稲荷山鉄剣銘と埼玉古墳群との関連性、五世紀における朝廷と武蔵との関係を検討するなかで十一年の条の記事を考え、最後に武蔵国直丁や乎獲居が侍宿・奉事した雄略朝の統治機構についても素描してみた。また、鉄剣銘文からもわかるように、五世紀における文字の普及が国家統治の要件であったことにも言及した。とは申せ、なにぶん力量不足のため、見当違いのところもあると思われるので、御高覧いただき大方の御批判・御教示を仰ぎたく存ずる次第である。

承、雄略紀十一年の条の分析

それでは、まず『日本書紀』雄略天皇十一年冬十月の条をあげてみよう。

冬十月。鳥官之禽。為菟田人狗所嚙死。天皇曠。黥面而為鳥養部。於是信濃國直丁與武蔵直丁侍宿。嗟乎。我國積鳥之高同於小墓。且暮而食。尚有其餘。今天皇由一鳥之故而黥人面。太無道理、悪行之主也。天皇聞而使聚積之。直丁等不能忽備。仍詔為鳥養部。^⑦

この記事を現代語訳すると、次のようになる。

冬十月、鳥の司の鶏が菟田（現在の奈良県宇陀郡）の人の犬にかみ殺されて死んでしまった。雄略天皇は、怒ってその人の顔に入れ墨をして、鳥養部にした。ちょうどそこに（宮廷内）侍宿していた、信濃国の直丁と武蔵国の直丁が言うには、ああ、我が国には、鳥なんか積みば小塚の高さと同じ位いる。朝夕食べても、なお余るほどである。いま、天皇は一羽の鶏のために人の顔に入れ墨をなさった。甚だ道理もない、悪行の主である。

天皇は、これを聞いて直丁らに鳥を集め積ましたが、すぐに集め備えることができなかった。よって、直丁らを鳥養部にするようにと命じた。

この記事は、一般には鳥養部の設置説話として知られている。筆者もそれを否定するものではないけれども、単にそれだけの問題として等閑視できない。とくに稲荷山鉄剣銘が発見されて、雄略朝と武蔵の関係、ひいては五世紀における日本の政治的な支配状況について、雄略朝が論議されている今日、重大な記事であると考えたからである。稲荷山鉄剣銘の関係でいえば、次のような問題点を含んでいる。

- ① この記事の時期が、稲荷山鉄剣銘と同じ雄略朝の出来事である。
- ② この記事の場所が、稲荷山鉄剣銘の乎獲居が出仕したとみられる宮廷である。

③ この記事に登場する武蔵国直丁は、誰なのか。鉄剣銘の乎獲居一族に
 関連があるとみられる。

④ 武蔵国直丁の訓みは、『日本書紀』の傍訓のツカヘノヨホロでよい
 のか。

⑤ 武蔵国直丁がペナルティーを受けたことと、丸墓山古墳が円墳である
 ことと関連性はないのか。

(一) 記事の時期

まず、時期の問題であるが、この記事の内容が雄略天皇代であり、稲
 荷山鉄剣銘に重なる時期か、またはごく近い時期のことであると推定さ
 れる。記事の雄略天皇十一年は西暦に換算すると、四六七年に当たる。
 この前後で武蔵のことで文献や金石文に出てくる事象としては次のよう
 なものがある。(埼玉県『新編埼玉県史』資料編4古代2、拙稿『大化
 前代の武蔵の動向』参照)

四〇六世紀における武蔵をめぐる動向

年	次	主な出来事	収録史料
天皇紀年	干支 (西暦)		
崇神天皇十年	癸巳	朝廷が大彦命ら四將軍を各道に派遣	古事記・日本書紀
崇神天皇代	同 右	知知夫国造に知知夫彦命を定める	先代旧事本紀
成務天皇代	四C初め	死邪志国造に兄多毛比命を定める	先代旧事本紀
成務天皇代	四C初め	胸刺国造に伊狭知直を定める	先代旧事本紀
景行天皇二十七年	丁酉	武内宿禰が東国から帰り、東国の様子を報告	日本書紀
景行天皇四十年	庚戌	朝廷が日本武尊を東征させる	古事記・日本書紀
景行天皇五十三年	癸亥	膳臣の遠祖磐鹿六雁命が無邪志国造上祖大多毛比・	
		知知夫国造上祖天上腹・天下腹人らを召し魚や貝の料理を天皇に供献	古事記・日本書紀・本朝月令
景行天皇五十六年	丙寅	朝廷が御諸別王に東国を統治させる	日本書紀
景行天皇五十七年	四C前半	武蔵国知知夫大伴部の上祖三宅連意由が木綿を角髪に巻く	本朝月令

神功皇后四十七年	丁卯	三六七年か	武蔵国の人ともいう千熊長彦を新羅に遣わし、百済の貢物奪った罪を推問させる	日本書紀・百済記
神功皇后五十年	庚午	三七〇年か	千熊長彦が、久氏らとともに百済から帰る	日本書紀
神功皇后五十一年	辛未	三七一年か	千熊長彦に久氏らを副えて再び百済に派遣	日本書紀
神功皇后五十二年	壬申	三七二年か	百済の久氏らが千熊長彦に従って朝貢する	日本書紀
仁徳天皇十一年	癸未	五〇初め	武蔵の人強頸が茨田堤（河内）の築堤工事に召されてあたる	日本書紀
雄略天皇十一年	丁未	四六七年か	武蔵国直丁らを鳥養部にする	日本書紀
獲加多支術大王	辛亥	四七一年	乎獲居が鉄剣に、自分の系譜と来歴を記す	稲荷山鉄剣
安閑天皇元年	甲寅	五三四年	武蔵国造職めぐる内乱は上野、朝廷を巻き込む	日本書紀

これらの中には、知知夫彦命が、東国の国造としては最も早い崇神朝に任命されたとあったり、禰邪志国造も成務天皇代に設置されたとある。強頸のように大和朝廷に招致されて淀川の築堤工事に当たったり、千熊長彦のように外交使節として日朝間を往来した人物もいたとある。このような四世紀から六世紀にかけての時代推移のなかで、雄略紀十一年、武蔵国直丁が朝廷に出仕していたという記事は、決して唐突でも意外な出来事ではなく、むしろ朝廷と武蔵との関係史の中では、有り得べき歴史事象と考えてよいのではないかと思う。

それでは、雄略紀十一年は西暦何年に当たるとだろうか。鉄剣銘の辛亥年が四七一年だとすれば、雄略紀十五年に該当するので、その算出式は471 - (15 - 11) = 467年、すなわち雄略紀十一年は西暦四六七年に比定することができる。この年次比定を中国の『宋書』倭国伝により検証し

てみよう。倭王武が宋朝の順帝に上表文を出したのが四七八年＝昇明二年＝戊午であるから、その計算式は801-471=330年。そこで戊午の年から干支を七年遡れば辛亥の年、すなわち稲荷山鉄剣銘の紀年になる。また、十一年遡れば丁未となり、雄略紀十一年の干支と一致する。さらに韓国の中原高句麗碑の紀年＝申酉年の方が、同碑に見える狛残王が百済の蓋盧王とみられることからすると四八一年と考えられるので、直近の丁未年は、四六七年であると比定することができる。

まわりくどい説明をしてきたが、雄略紀十一年の年次は、稲荷山鉄剣銘、倭王武の上表文および中原高句麗碑の年次比定から、それが西暦四六七年であると割り出されるのである。

ただ、『古事記』に註記されている雄略天皇の崩年干支を根拠にする(8)、四七二年となってしまう。

(二) 記事の舞台の場所

この記事の舞台となった場所については明記されていないが、前後の文脈や天皇の近くで「侍宿」していたと書かれていることから、宮廷内の出来事であったと推定できる。この宮廷の所在地については、『古事記』では「長谷朝倉宮」とあり、『日本書紀』には「泊瀬朝倉宮」とある。

この宮の所在地は、銘文の解説に当たられた岸俊男先生をはじめ大方の学者は大和東部の旧磯城郡の初瀬川（大和川の支流）流域をあてているが、鉄剣銘には「斯鬼宮に在るとき」とあって一致しない。門脇禎二氏ら一部の研究者は、雄略記に出ている河内の志幾（志紀）ではないかと考えられている⁽⁹⁾。ここは、志幾県主が身分不相応な居宅に住んでいたのを雄略天皇から咎められた場所であるとともに、若日下大王が出た所と伝えられる地域である。また、雄略天皇が葬られた場所も河内の丹比高鷲原陵（大阪府羽曳野市島泉に所在）と『日本書紀』清寧天皇元年の条に書かれている。

これに対して、岸先生らは、『日本霊異記』の冒頭に、雄略天皇が大和の磐余の宮に住んでいたと記されているところから、この地は朝倉の宮がある磯城郡に含まれるので、この宮を斯鬼の宮と呼んだのであろうとされている⁽¹⁰⁾。このことは、雄略紀十一年の条の記事中に狗の所有者が「菟田の人」とあることから、間接的ながらその蓋然性を補強することはできる。というのは、菟田は、後世の宇陀郡地方のことであり、磯城郡とは地続きの東側に当たり、初瀬川の上流地域にあるとともに、木津川の上流水系である宇陀川流域の山間地にある。狗を連れ立って行く宮廷とすれば、隣の磯城郡あたりまでと考えるのが自然だからである。

しかし、天皇の居所が、「斯鬼宮に在るとき」と特記しているのであるから、朝倉の宮以外に移動したこともじゅうぶん考えられる。斯鬼宮の在地は、大和か河内か明確には比定できない。稲荷山鉄剣に金錯銘が発見された昭和五十三年当時は、埼玉県の志木市も斯鬼宮の比定地の一つと考えられていたが、現在はその可能性はない。

(三) 鳥官と狗

「鳥官」については、公宮の鳥類飼育場を意味するのか、宮廷の鳥飼人すなわち鳥養部の伴造のような役人を意味するのか判然としない。「鳥官之禽」と書かれていることを考えると、いろいろな種類の鳥を宮廷内で飼っていたのであろう。狗にかみ殺されたのは、その内の鶏（現在の地鶏）であったとみられる。「狗」は普通の犬なのか、狼なのかよくわからないが、雄略紀九年の条や欽明天皇十九年の条にオオカミのこととして「狼」の字を使って区別しているので、犬と考えてよいだろう。その狗の種類は、奈良盆地の東側の山がちな宇陀の地理的環境を考えると、紀伊地方で家畜化され飼養されていた中型犬の紀州犬ではないかと思われる。

(四) 鳥養部の設置

雄略天皇の前で失態をした犬の飼い主＝菟田の人と、信濃国と武蔵国の直丁が鳥養部にさせられたという話は、部民制の成立ひいては大和政権の社会構造や政治組織を理解するうえでも、その歴史的意义は大きい。そこで、この問題についても、触れておこう。

まず、「鳥官」が、施設ではなくて、人であるとした場合は、宮廷に

仕えて鳥飼をしていた公人がいたと解釈される。この公人は、杖刀人や酒人と同じように、養鳥人として職能をもって仕えていた人制(リ)に属していたと人であろう。これは、直木孝次郎氏が論ずるところの、部民とは別に組織された、天皇家や豪族に従属した職業集団と考えることができる。

いっぽう、鳥養部は、鳥を飼育する部民で、鳥を捕って朝廷に献上する鳥取部と同様に鳥取造の所掌下に置かれた品部であって、垂仁紀廿三年の条につきのように記されている。

十一月甲午朔乙未。湯河板拳献鵠也。誉津別命弄是鵠。遂得言語。由是。以敦賞湯河板拳。則賜姓而曰鳥取造。因亦定鳥取部。鳥養部。誉津部。

雄略朝において、十一年の条以外にも二件、鳥飼いに関する記事が載っている。十年秋九月の条には、身狭村主青らが呉の献じようとした鵠をもって筑紫に到着したら、水間君の犬にかみ殺されてしまったので、水間君は、恐れて十隻の鴻と養鳥人を献上して許されたとある。また、同年冬十月の条には、水間君が献じた養鳥人らを大和の軽村と磐余村とに安置したとある。このように、雄略朝に都合三件も鳥飼いに関することが記載されているのは、注目される。雄略天皇がこのほか鳥が好きだったのか、あるいは鳥取造との間に何か特別の関係があったのではないかなど、その理由を詮索してみることも必要である。

大化前代において、宮廷や豪族が動物を飼育する専門の職業集団を有していたことは、記紀や『万葉集』などの記載、各地に残る地名、および動物埴輪などから知ることができる。鳥養部のほか、犬養部、馬飼部、猪飼部などが実際おかれていた。彼らは、伴造に引率され、役畜の提供

や食肉の献上、儀式への参列など、重要な役割を果たしていた。それゆえに、「いずれも貴人の身の傍の従者であり、その本質はヤツコ(家僕)であるが、法制上の奴婢でははなく、独立の戸をなし、村落の構成員であるのが通例である。」⁽¹²⁾

直木孝次郎氏は、「伴造が部民を管理して朝廷の事務を分掌する組織は、四世紀末ないし五世紀初頭に遡り、五世紀代に盛行したと考えるよからう。」と述べられているが⁽¹³⁾、前述したように雄略朝に鳥飼いに関する記事三件があったり、「負囊者」を設けたとする記事があるのは、まさに五世紀における政治社会上の一断面を表徴するものであろう。

(五) 武蔵国直丁

つぎに、雄略天皇の宮廷に侍宿していたという信濃国と武蔵国の「直丁」とは、いったいどのような人物であったのか考えてみよう。まず、直丁の訓みについてであるが、新訂増補国史大系本(吉川弘文館刊)ではツカヘノヨホロと振り仮名をつけている。日本古典文学大系本(岩波書店刊)でも同じである。これは、日本書紀の写本の傍訓に則ったものである。しかしながら、ツカヘノヨホロは、漢字を当てると仕丁になってしまう。したがって、「直丁」の訓みをツカヘノヨホロと発音するのは適当ではない。むしろ、アタヒノヨホロ、あるいは、ジキテイ(日本国語辞典Ⅱ小学館刊)、ジキチヨウ(国史大辞典Ⅱ吉川弘文館刊)、の方が適当な訓みかたであると思う。筆者は、五世紀段階の発音ではアタヒノヨホロと訓むのが、最も実態にかなっていると考えている。

直丁の職掌については、時代がくだった律令制下での職務は、中央官庁の雑役に服するため、諸司に配属された者をいう。『令集解』職員令

神祇官の条に、「宮廷内駆使耳、不可駟使山野、諸国点定進上者也、賦役令云、仕丁五十戸二人、三年一替是也」とあるのが、それである。そしてその位階は、使部、駟使部と同等の者とする⁽¹⁴⁾、軍防令内六位条に「六位以下、八位以上嫡子、年二十一以上、」とあるので、下級官吏であるが、五世紀後半においてはもっと高い位置づけにあったと推察される。「侍宿せり」とは、天皇の身边を警護したり宮廷内の諸事を司る職役が想定されるので、稻荷山鉄剣銘でいえば杖刀人、六世紀ころであれば舎人のような役柄であっただろう。因みに、「舎人の後身と考えられる令制の左右兵衛府の組織をみると、督以下の四等官の下に医師一人・番長四人・兵衛四百人・使部三十人・直丁二人とある。舎人が兵衛に相当するのであるから、舎人直は番長に当たると考えることができよう。」⁽¹⁵⁾その後で諸国進上のなかに、「国造丁直丁等」とあり、佐伯有清氏は、杖刀人の職掌がおそらく丈部（はせつかいべ）の前身であり、また丈部の後身が令制の駟使丁ではなく、使部であったと考えられている⁽¹⁶⁾。

このことは、雄略朝の統治機構のなかに、中央の支配権が地方に波及し根づいていくなかで令制のように、地方豪族の子弟を朝廷に任官させる制度を有していたことを物語るものではあるまいか。地方豪族側も、朝廷に自分の身内を出仕させることによって、大王との臣従関係を内外に公認させるうえで重要な政治的意味があり、この大樹の後ろ盾をもって領内における権力基盤を強固なものとするいっぽうで、周辺地域に対しては自己の優越性を認知させる機会ととらえた。朝廷側では、支配領域拡張にあたらねばならない東国や西辺にとくに、そのような新興豪族の台頭を欲し、それとの関係を梃子に大王権の伸長と強化を図っていく

必要があった。その背景には、倭国の国際的な地歩の向上と発展を期する必要があったのである。だとすれば、雄略朝の直丁は、有力な豪族、なかんづく朝廷と親密な関係にあった地方国造の子弟から構成されていたと考えられるのである。井上光貞氏はかつて、「大和国家の軍事的基礎」と題する論文の中で、五世紀後半ごろから東国国造の子弟が舎人となって天皇の側近に仕え、親衛軍を組織して、大和国家の軍事的基礎の一部となり、令制五衛府のうちの左右兵衛府の前身となった」と論じられたことがある⁽¹⁷⁾。この推論は稻荷山鉄剣銘の発見により実証されたといつてよく、その先見性には敬服するばかりである。

「五世紀末の朝廷の政治組織の変革によって、直は朝廷に帰服した地方豪族で、五、六世紀のいわゆる国県制に基づき、国造に認められたものに一律に与えられたらしい。首は地方的伴造や帰化人の子孫などの地方村落の首長に、史・村主・薬師は主として五世紀以後渡来した帰化人に与えられている。」⁽¹⁸⁾この説に従えば、国造の姓（カバネ）は直であるから、雄略紀十一年条の「武蔵国直丁」の直丁はアタヒノヨホロと訓むべきであるし、武蔵国造の子弟と解することができるのである。となれば、稻荷山鉄剣銘文の十一番目の字の解読については、銘文の発見当初から「臣」か「直」かという点で見解が分かれていたが、解読に直担当たられた岸・田中・狩野の三先生も、「直」の疑いをもちながらも金錯の字画を観られたり、金文の類字を探されたりした結果、どちらかといえば「臣」と読めるといわれている⁽¹⁹⁾、銘文の実測図を作成された小川良祐氏も「四角に囲まれる横画が丸味を持って縦から横に刻まれる例は（直には）ないので「直」にはならないであろう。」と述べられている⁽²⁰⁾。

これに対して、佐伯有清氏は、高崎市山名町所在の山ノ碑の碑文の「直」が「巨」と記されていることを根拠に、「直」の字が「巨」となっているとおかしくはなく、「直」の行書体の一つであると考えてよいと思う、と述べている⁽²¹⁾。今後この論争は続くかもしれないが、雄略紀十一年条にとっては「直」と読めた方が好都合であると思う。

蛇足であるが、乎獲居のつぎの字が「臣」であれば、筆者は謙称のシンと発音するのがよいと考えている。その理由は、獲居ワケが尊称の姓なのに、そのうえ「臣オミ」という姓を下重ねて使うだろうか。ただ、大王家と血族的な関係があればオミでもおかしくない。

武蔵国直丁は、国造の子弟が朝廷に上番するという制度・慣習に基づいて、武蔵から出仕して雄略天皇に近侍していたのである。その任務は天皇の警護と宮廷の警固をする衛士のような役目になっていたと推察できる。いわゆる近衛集団である。しかしそれは、律令で規定されているような、兵衛に配置された下級武官というよりは、天皇直属の親衛軍に属する人であつたらう。それは、まさに鉄剣銘にある杖刀人であろう。『日本書紀』が成立した七世紀の知識のレベルからいうと「直」と認識されたかもしれないが、実のところは杖刀人であつた可能性が高い。直木孝次郎氏によれば、杖刀人は、舎人や酒人、藏人、六人など朝廷の政務・庶務を分掌する六世紀の人制——四・五世紀の部民制の後をうけて六世紀に全盛になった——につらなるものであろうと推論されている⁽²²⁾。

このように、『日本書紀』雄略紀十一年の記事は、五世紀、武蔵から朝廷へ兵士を出す制度があつたことを跡づけるものである。武蔵のどこから出仕していたかは、明らかではないが、大型古墳が他地域を圧する形で集在している埼玉地方の王者一族の人物の可能性が高い。

転、両史料からみた雄略朝の中央と武蔵

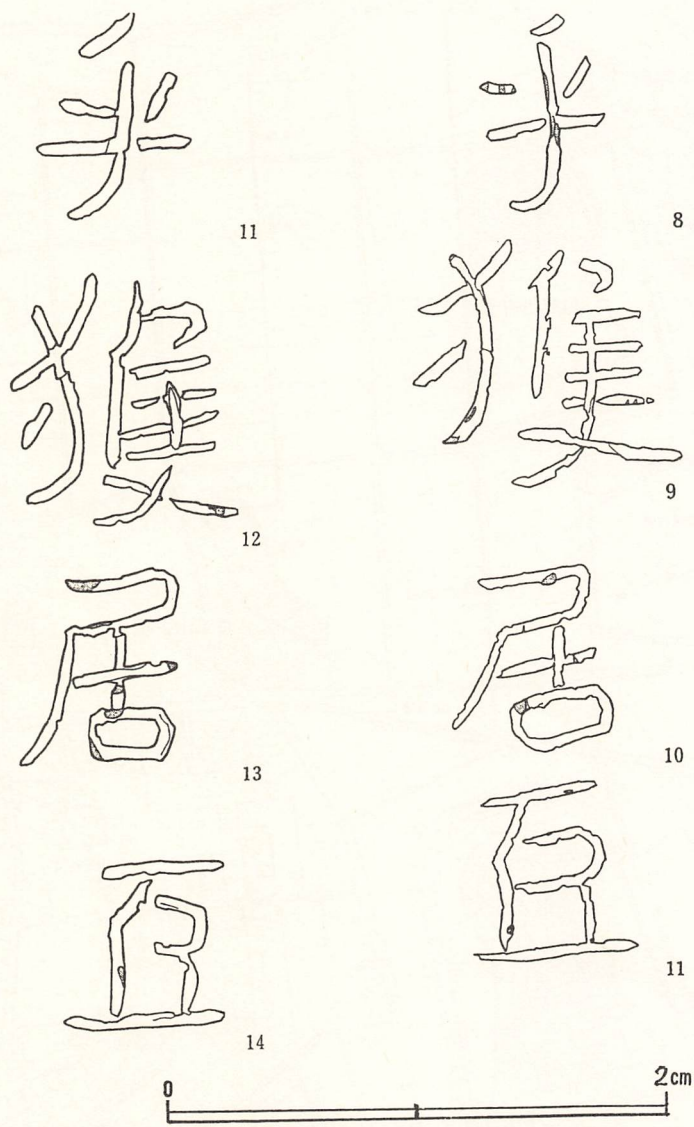
(一) 雄略紀十一年の条と丸墓山古墳

埼玉古墳群には、百メートル級の大型古墳が十基ある(消滅したのも含む)。それらの墳形は、丸墓山が円墳のほかは前方後円墳である。丸墓山の墳形は、昭和四十八年度および六十年年度の発掘調査で一応円墳との所見が得られた⁽²³⁾ということであるから、円墳だということを前提で考えてみよう。

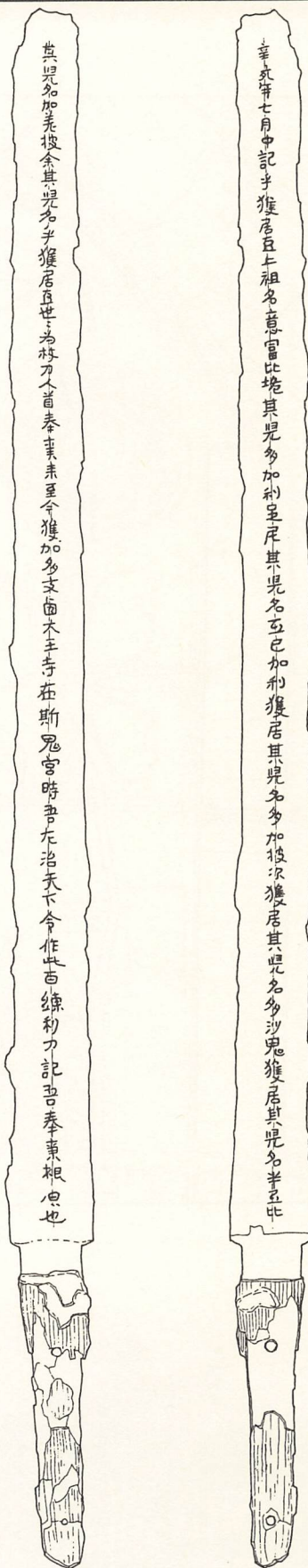
各地の首長は競って、朝廷の「公認」を得て前方後円墳を築造していたのに、なぜ、丸墓山の被葬者は強大な王権を示威するため、円墳で造らなければならなかったのか。多くの研究者は疑問を抱いてきたけれども、いまだもって明解に答えられないでいる。

雄略紀十一年の条は、その疑問に答える一つの解答例として検討していただきたい。つまり、武蔵国直丁が天皇を誹謗するという不祥事をしてかしてしまつたために、その本人または父親は、前方後円墳を築造することができず、円墳を造らざる得なかったと考えてみたら、いかなものかということである。

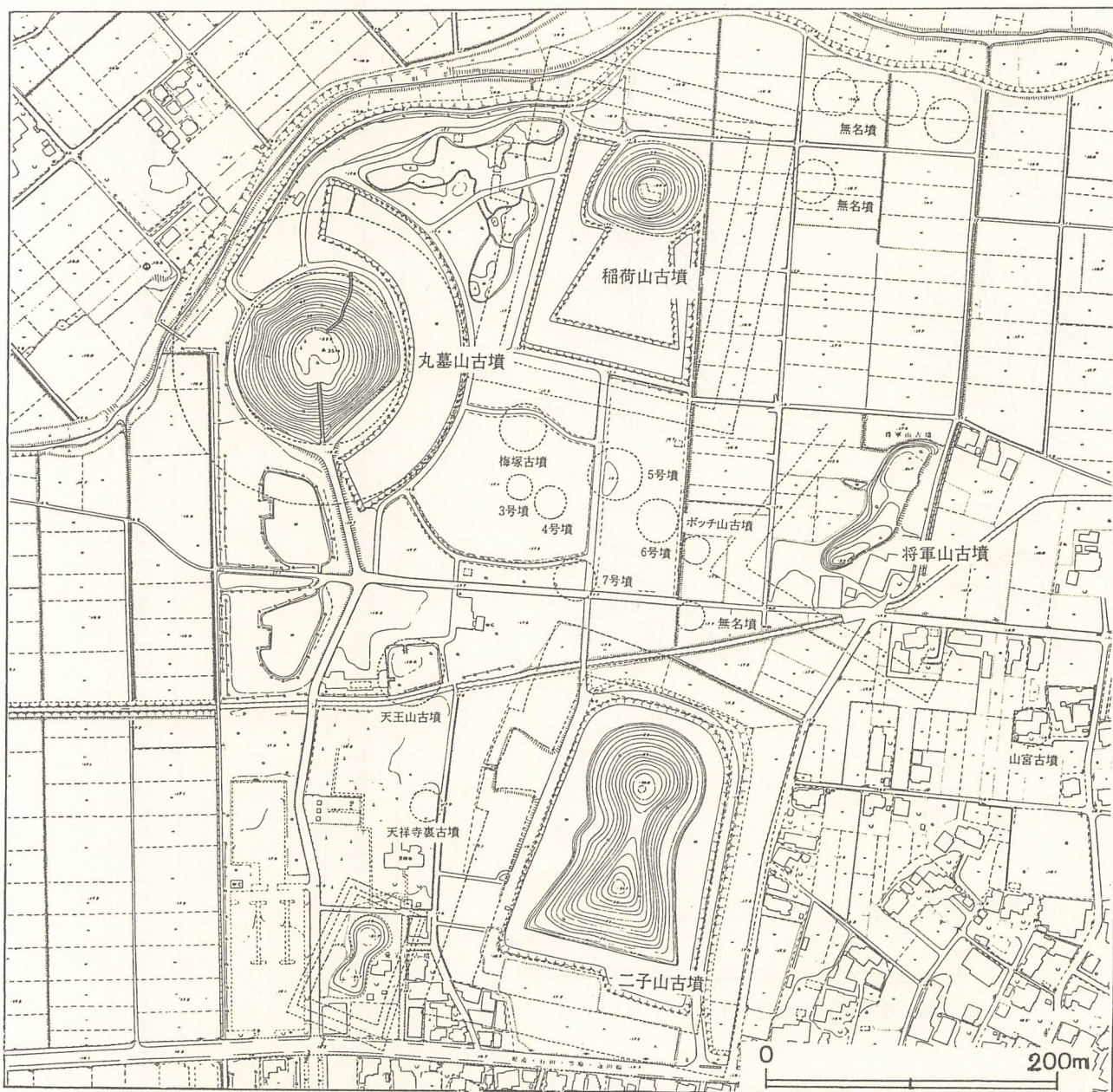
この解答例には、すでに無理な点と合理的な点をいくつか感じているので、併せて指摘しておきたい。第一点は、武蔵国直丁の不祥事が発生したのは、稲荷山鉄剣の製作年の四年前の雄略朝十一年であるから、であるとするれば、乎獲居は鉄剣にあんなに高らかな事績を書き込むことができたのか。この年次比定をどう解釈すればよいのかという問題である。第二点は、乎獲居は自分を含め、関係者に不祥事が起きたにもかかわら



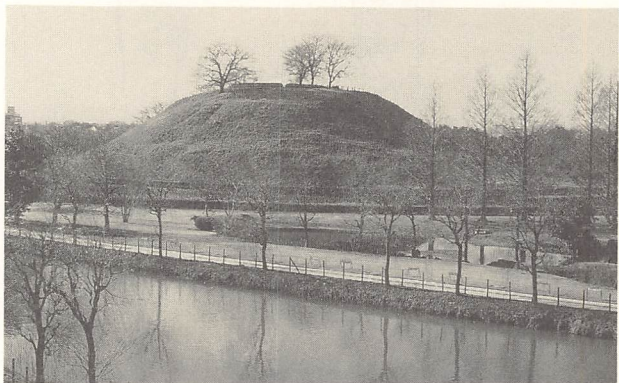
第2図 乎獲居の金錯銘(4)



第1図 稻荷山鉄剣実測図(2)



第3図 埼玉古墳群北半の分布図



第4図 丸墓山古墳の近況



第5図 稲荷山古墳の近況

ず、長さ一二〇メートルの前方後円墳を築造することができたのかという問題である。第三点は、稲荷山と丸墓山の築造年代の問題であるが、丸墓山は、稲荷山より新しいという現時点の考古学的な年代観からすれば、乎獲居のつぎの代の不祥事とすれば納得できる。第四点は、乎獲居の前の不祥事だとすれば、鉄剣銘文の「加差披余」に称号がついていないことは理に適う。

雄略紀十一年の条は、丸墓山が円墳であることに對する解答例としては、明解な名答ではないかもしれないが、折りあるごとに検討の俎上に乗せていただきたいと思う。

(二) 雄略紀十一年の条と稲荷山鉄剣銘の特長

雄略紀十一年の条は、もちろん文献史料であり、二百数十年前の出来事と考えられる天皇家の伝承や氏族伝承について、八世紀に編集して『日本書紀』に収録され、写本されながら、伝えられたものである。これに對し鉄剣銘は、五世紀の雄略朝において書かれ刻まれた同時代の金文が、直接に我々の目で確認できる史料である。雄略紀が伝聞伝承史料であるのに對して、鉄剣銘は同時代実物史料の強みがある。また、雄略紀が朝廷（中央）の目から武蔵（地方）を見ているのに對して、鉄剣銘は地方（多分武蔵であろう）の目から中央（全国）を、または武蔵から東国一円を意識して見ている史料と言うこともできる。

両史料とも五世紀という史料がきわめて稀少な時代の、中央と地方の問題についての共通するいくつかの重要な事柄を含有している。

その第一は、五世紀に武蔵から朝廷に出仕・上番する慣習の存在を提示したこと。第二は、その出向が軍事的色彩がつよいこと。第三には、

その関係が慣習的というよりは、政治制度・機構に基づく交流ではないかと看取されることである。

(三) 乎獲居の人物像

鉄剣銘にある乎獲居なる人物像については諸説がある。在地豪族説、中央豪族説、中央豪族下向説などあって論争されているが、雄略紀十一年の記事を読むと、在地豪族説すなわち、乎獲居の本拠地は稲荷山鉄剣が出土した埼玉地方さきたまにあって、雄略朝に出仕し、重職をつとめた豪族である蓋然性が強まってくる。大王に奉事した杖刀人首の鉄剣が埼玉古墳群から出土したことは、主題の雄略紀十一年の記事にとっても、記事内容そのものの信憑性・実話性が高まったと言ってよいのではないかと思う。両史料をごく自然に考えた場合、乎獲居は埼玉地方において王権を成長させてきた在地の豪族と考えるのが無理のない解釈である。この成長の原動力は、利根川・荒川水系の河川工事に着手し、流域の耕地拡大に成功をおさめ、それを足場に下流域・周辺地域を開発し、民衆の支持を背景に、畿内の大王権とも親密な交流をすすめた累代の王者の指導性を指摘しないわけにはいかない。このころ、全国的に大河川の流域平野へ開発が爆発的に展開していったが、埼玉の王者はいわば日本大開拓時代のヒーローであったと極言もできよう。仁徳紀十一年の条に出ている武蔵の強頸の話——河内淀川の茨田堤の築堤に当たった——は、その間の事情を如実に物語るものであろう⁽²⁴⁾。

(四) 氏姓制度と部民制の発達

記紀によれば、当時の大和朝廷の組織は、大王や皇族のもとに大王の

血縁につらなる臣と、皇室と祖先を異にする畿内の有力豪族（伴造の家柄のものが多い。）である連、皇室より分かれた小氏や地方豪族である公（君）、および職業集団の品部や名代・子代などの首長に与えられた伴造によって構成されていた²⁵。地方は、国県制に基づき国造を任命し、おおかた直の姓を与えられたが、吉備の豪族は臣、上野豪族は君であった。各氏は、苗字（職業名の場合もある）のほかはこの姓を使用した。朝廷は、この氏姓制度を政治組織にからめ、職務を位階で表して執行していた。

またこの時期、部民制が発達し鳥養部だけでなく、つぎのような部民や伴造が設置された。

雄略紀二年 穴戸部 山野で狩りをし、動物を捕らえる。

〃 〃 史部 記録・文筆を司る。

〃 六年 少子部 嬰兒を養育するための少子部に連の姓を賜う。

〃 十一年 鳥養部 鳥の飼育や鳥取りを司る。

〃 十七年 土師部 土師器や埴輪を製作する。

〃 十九年 穴穂部 穴穂命（安康天皇）のために置かれる。

五世紀のこのような政治社会的背景のなかで鳥養部が設置されたことも容易に考えられるところである。武蔵地方には鳥養部の居住を示す遺跡は確認されていないが、考古資料として、埼玉古墳群から水鳥埴輪が出土しているし、東松山市の岩鼻古墳群からは禽を冠した人物埴輪が出土している²⁶。

（五）渡来人の活躍と稲荷山鉄剣

大陸の先進文化の摂取・普及のため、朝廷は渡来人を厚遇した。

雄略紀七年 今来才伎を倭国吾礪広津邑に招く。その後、陶部・

鞍部・画部・錦部・訳語らを上桃園・下桃園・真神原の三所に遷す。

〃 十四年 中国南朝派遣されていた身狭村主青らとともに、

手末才伎の漢織・呉織・衣縫の兄媛・弟媛らが献上される。

〃 十六年 漢部を集めて伴造と定め、直の姓を賜う。

旧来の渡来人が西漢氏のもとに統率されていたのに対して、今来の渡来人集団の多くは東漢氏の配下に統率され、耕地や鉱山の開発を行ういっぽう、生産物の貢納をとおして大王に奉仕し、屯倉の経営に際しても、大量に動員された²⁷。倭王武が版図を東日本から九州、朝鮮半島にまで拡大したという宋への上表文があるような背景には、これらの渡来人の技術力と生産力に負うところが多かったのは明白であろう。おびただしい武器・具、馬具、船舶の消耗を余儀なくした「征戦」、それを賄う壮大な生産体制と資源の徴発には、列島・半島民の莫大な犠牲と消耗、辛酸があったことが偲ばれる。加藤謙吉氏は『続日本紀』から渡来系金属工の氏姓としてつぎのような氏を挙げている。三田首、鞍作、山背甲作、朝妻手人、忍海漢人、河内手人、河内手人刀子作、金作部、飽波漢人、韓鍛冶、韓鍛冶首、鎧作²⁸。稲荷山鉄剣の製作にも、大和か河内の渡来系氏族が何らかの形で関わっているものと想像される。一般に、渡来人の来朝・活躍というと、六〜八世紀の部分が大きく取り上げられているが、古墳時代における二回の大規模な渡来——応神・

仁徳朝、雄略朝——も極めて大きな役割と影響をもたらしたことを強調しておきたい。

(六) 史部・典曹人・稻荷山鉄剣銘

杖刀人に対置される江田船山古墳の典曹人は、一般に杖刀人の武官に對して文官として雄略朝に仕えたと考えられている。江田船山の鉄刀は下賜品ではなく、典曹人の死利互が主体的に製作したものと考えられている⁽²⁹⁾。

典曹人について、篠川賢氏は、特殊な限定された職掌を思わせる名称ではなく、朝廷に奉事した人々の総称であると注目されている⁽³⁰⁾。筆者は、典曹人を文書の読み書きができる行政官であると思っている。西日本は、早くから文字文化が普及していたので、死利互のような多くの典曹人を朝廷に出仕させていたのであろう。それは、東国が武人の供給地であったのとは対照をなすものであった。

雄略朝の政治体制については、いままでも軍事専制的な権力機構の確立面だけに注意が払われてきたが、典曹人の九州からの出仕は行政機構のめざましい発達があったことを裏書きするものでもある。そのことは、雄略天皇が即位後まもない、二年十月条の『日本書紀』のつぎの記事によっても明らかのように、大王の政治姿勢として、文筆記録による統治も重視していた。

是月。置史戸。河上舍人部。(中略)唯所愛寵。史部身狭村主青。

檜隈民使博徳等也。

また、史部の身狭村主青と檜隈民使博徳は中国語にも精通していたらしく、雄略朝八年、十年、十二年、十四年と四回、中国南朝へ外交使節

として派遣されている(雄略紀)。倭王武が宋朝に上表した文書が格調高く名文なもの、天皇の文筆重視の表れである。同十六年には、漢部を集めて伴造を定め、直の姓を賜ったのもその関連であろう。『新撰姓氏録』を見ると、東漢氏、西漢氏には史の姓をつけた人たちが何人も載っている。雄略紀九年の条には、「河内飛鳥戸郡人。史伯孫女者。古市郡人書首加龍之妻也。」と載せ、河内には書(ふみ)の首(おびと)をはじめ、史部が住んでいたことを伝えている。

稻荷山鉄剣銘の文体、用語がすぐれ、簡明な文章を行書・篆書・隸書風に、筆遣いがわかるほど巧みに刻んだ金文字を見るにつけ、芸術的にもすばらしい金錯銘であると思っている。また、日本語の発音を、正確に、しかも規則正しく漢字で表記し、文章前半は語り部が語るような日本文で、後半は明瞭な漢文体で作文している。それは当時すでに、公文・常用文の様式があつて、それに則って書かれているようにさえ感じられる。乎獲居は宮廷に出仕していたので、文字知識は当然もつていて、上手な文案家や刀鍛冶師、金工師に依頼して、鉄剣を製作させたにちがいない。銘文を刻まさせるからには、彼の地元の周辺にもかなり識字層がいたはずであるし、五世紀後半になると東国にもひろく文字・文筆記録の文化が浸透していたものと察せられる。

(七) 文字使用と古代国家

朝廷には、文字を扱って執務する官人層がすでに形成されており、これら官人層は広汎な史部に支えられて行政執行に当たっていたことは確実であろう。文字使用は、規則書、日継ぎ記録、除正・人事管理、貢納記録、経済活動、命令・指示書、外交文書、系図、墓記(誌)など高度

で複雑化した社会活動を営むうえで、不可欠な意思伝達手段である。文字は、価値観や習俗の違う人間集団の統括、共通化を図る魔力を有している。筆者は、国家成立の重要要件として領土、人民、支配、臣僚、軍隊とともに、文字使用も見逃せない要素と考えているので、雄略朝は、立派に国家的な体制を有していたと評価できよう。

結、雄略朝の統治機構と埼玉王権

以上、両史料およびそれにつらなる諸事項について私見を述べてきたが、最後にこの両史料から雄略朝の政治機構を眺め、そのなかでの埼玉王権の位置づけを論じてまとめたい。

そこで、雄略朝の統治機構を史料から見よう。まず、中国『宋書』に載せる倭王武の上表文によれば、大王のもとに「開府儀同三司」の政治機構があり、そのほか二十三人の軍郡を任命していた（倭王済以来）とみられる。開府とは宮廷の役所を意味し、儀同三司は後世の大臣など高官をさすものとみられる。したがって、開府儀同三司とは、大和朝廷の都府と官僚群——当然、平群大臣、大伴大連や物部大連、膳臣などの軍事的伴造が臣僚の中心になったほか、杖刀人首の乎獲居や江田船山古墳鉄刀銘の典曹人の牙利弓などもこの機関に属していたものと推察される。軍郡とは、將軍、郡太守（地方の大豪族）のことと考えられている³¹。中原高句麗碑にも高句麗の役職名とみられる大使者、主簿、道使、幢主などがみられるので³²、当時の朝鮮半島、倭など中国の周辺諸国は、中国の政治体制に学び、中国流の政治組織をもっていたものと推考される。

倭王武の上表文（『宋書』倭国伝）

順帝昇明二遣使上表曰封國偏遠作藩干外自昔祖禰躬操甲冑跋涉山川不遑寧処東征毛人五十五國西服衆夷六十六國渡平海北九十五國王道融泰廓土遐畿累葉朝宗不怠千歲臣雖下愚忝胤先緒驅率所統歸崇天極道遙百濟裝治船舫而句驪無道圖欲見吞掠抄邊隸處劉不已每致稽滯以失良風雖曰進路或通或不臣亡考濟實忿寇讐塞天路控弦百萬義聲感激方欲大舉奄表父兄使垂成之功不獲一簣居在諒闇不動兵甲是以偃息未捷至今欲練甲治兵申父兄之志義士虎貴文武効白刃交前亦所不顧若以帝德覆載摧此疆敵克靖方難無替前功竊自假開府儀同三司其餘咸假授以勸忠節詔除武使持節都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六國軍事安東大將軍倭王



以上のことから雄略朝の統治機構は、大王のもとに開府（内廷）、軍事、行政、外交の四つの政治機構があったものと思われる。開府は、現在でいえば皇室と宮内庁、総理府をまとめたような権能をもち、大王が直轄し、膳氏らが補佐していた。武蔵国直丁はここに属していた。軍事機構は遠征・常備・親衛軍の別がすでに分かれており、大伴氏と物部氏に管掌させた。その組織は、大將軍（紀小弓宿禰ら）の下に將軍（吉備臣尾代ら）がおり、その下には軍兵や兵士で編成されていたようである。鉄劍銘の杖刀人は、親衛軍に属し、その首は親衛軍の帥であったと考えられる。乎獲居は、「吾左治天下」と銘記しているところを見ると、単に親衛軍だけでなく全軍の中核にあって、雄略朝の大王のもと、軍事機構全体に関与していた。のみならず、武蔵・朝廷間を往来する沿道諸国や東国

最強の上野勢力を監察・示武する役目も担っていたと推察されるのである。行政は、祭礼式典、人事・除正、勸業、貢納・力役、巡察・交通、地方統属を担当し、平群氏に管掌させたふしがある。外交は、中国大陸・朝鮮半島との関係・交流を担当し、身狭氏や檜隈氏に所掌させていたとみられる。

これらの四機構の実態把握は今後の研究課題であり、また朝廷の意志決定や指揮系統がどのように組織化され機能していたかも定かではないが、記紀や金石文などから素描を試みると、左図のように書くことができる。乎獲居も、開府と軍事機構に関与・活躍していたものと考えられる。雄略朝の統治機構の存在については、かつて上田正昭氏や平野邦雄氏らも予察的に提起されたことがある⁽³³⁾。また井上光貞氏も「雄略朝における王権と東アジア」の論文のなかで触れられているので、参照していただきたい⁽³⁴⁾。

最初にも述べたように本稿では、雄略紀十一年の条の記事は稲荷山鉄剣銘を理解する場合においても、きわめて重要である旨を論じてきた。

十一年条の記事は、年月・場所も入り、地名・人名も具体的であるので、実話性・信憑性も高い事件であると推論してきた。かくして両史料を透視することによって、五世紀後半における、武蔵と大和朝廷の関係はかなり捕捉できるようになった。また、関連する記紀の記事や金石文の史料も投影してみると、雄略朝の政体Ⅱ統治機構も、おぼろげながら見えってきた。今後、考古学の成果との突き合わせを行えば、さらに鮮やかな像を結ぶことができると期待している。本稿がそのようなときに少しでも役立てば幸いである。摺筆にあたり、参考とさせていただいた先学諸氏の研究業績に対し、敬意と感謝を申し上げるとともに、本稿に対する

御叱正と御教示を懇願する次第である。

参考文献

- (1) 斎藤 忠・岸 俊男・田中 稔・狩野 久 『稲荷山古墳出土鉄剣金象嵌銘概報』埼玉県教育委員会 一九七九年
- (2) 齋藤 忠・柳田敏司・栗原文藏・増田逸朗・田部井功・駒宮史朗・金子真土・小川良祐・塩野 博・今泉泰之・町田 章・江本義理・沢田正章・杉下龍一郎・成瀬正和 『埼玉 稲荷山古墳』埼玉県教育委員会 一九八〇年
- (3) 小川良祐 「埼玉県行田市稲荷山古墳出土辛亥年銘鉄剣の金象嵌について」『考古学雑誌』第六五巻第一号 日本考古学会 一九七九年
- (4) 西山要一、増沢文武、沢田正昭、秋山隆保、馬淵久夫、松田隆嗣、田中 勇、中野政樹、町田 章、江本義理、岸 俊男、田中 稔、狩野 久 『埼玉稲荷山古墳辛亥銘鉄剣修理報告書』埼玉県教育委員会 一九八二年
- (5) 吉川國男 「大化前代の武蔵の動向」『埼玉の考古学』柳田敏司先生還暦記念論文集刊行委員会 一九八七年
- (6) 吉川國男 「中原高句麗碑と辛亥銘鉄剣」『古代探叢』Ⅲ 早稲田大学出版部 一九九一年
- (7) 黒板勝美・国史大系編修会 『新訂増補国史大系 日本書紀』前篇 吉川弘文館 一九五七年
- (8) 水野 祐 「古事記崩年干支註記考」『日本古代王朝史論序説』〔新版〕早稲田大学出版部 一九九二年

- (9) 門脇禎二 「特集・謎の五世紀 まず地域史から考える」『歴史と人物』昭和五十四年一月号中央公論社 一九七九年
- (10) 西山要一ほか(前掲書4)
- (11) 直木孝次郎 「人制の研究」『日本古代国家の構造』青木書店 一九五八年
- (12) 平野邦雄 「大化前代の社会の構造」『岩波講座日本歴史?古代?』一九六二年
- (13) 直木孝次郎 (前掲書)
- (14) 土橋 寛 『古代歌謡全注釈』古事記編
- (15) 直木孝次郎 (前掲書)
- (16) 佐伯有清 「文部氏および文部の基礎的研究」『日本古代史論考』吉川弘文館 一九八〇年
- (17) 井上光貞 『日本古代史の諸問題』一九四九年
- (18) 平野邦雄 (前掲書)
- (19) 斎藤 忠・岸 俊男・田中 稔・狩野 久 (前掲書)
- (20) 小川良祐 (前掲書)
- (21) 佐伯有清 「特集・謎の五世紀 臣か直か——銘文と武蔵豪族」『歴史と人物』昭和五十四年一月号 中央公論社 一九七九年
- (22) 直木孝次郎 「特集・謎の五世紀 古代ヤマト政権と鉄剣銘」『歴史と人物』昭和五十四年一月号中央公論社 一九七九年
- (23) 栗原文蔵・田部井功・小久保徹・杉崎茂樹・若松良一・田中正夫 「丸墓山古墳の調査」『埼玉古墳群発掘調査報告書』第六集 埼玉県教育委員会 一九八八年
- (24) 吉川國男 (前掲書五)
- (25) 平野邦雄 (前掲書)
- (26) 金井塚良一 『北武蔵考古学図鑑』校倉書房 一九七六年
- (27) 加藤謙治 「渡来の人びと」『雄略天皇とその時代』吉川弘文館 一九八八年
- (28) 加藤謙治 (前掲書)
- (29) 亀井正道 「船山古墳と銀象嵌大刀」『MUSEUM』三四〇 東京国立博物館 一九七九年
- (30) 篠川 賢 「鉄刀銘の世界」『雄略天皇とその時代』吉川弘文館 一九八八年
- (31) 鈴木靖民 「武(雄略)の王権と東アジア」『雄略天皇とその時代』吉川弘文館 一九八八年
- (32) 吉川國男 (前掲書)
- (33) 上田正昭 「大和国家の構造」、平野邦雄 (前掲論文) 『岩波講座日本歴史?古代?』岩波書店 一九六二年
- (34) 井上光貞 「雄略朝における王権と東アジア」『東アジア世界における日本古代史講座』4 一九八〇年